

十九、最低賃金法制定實施要求に關する件

中央合同労働組合提出

理由

工場法其他に依つて、衛生、安全の最少標準、及年齢労働時間の制限が行はれて居るに拘はらず獨り賃金率に就いては何等立法に依る最低規程が定められて居らない。

この結果は、

- 一、産業上寄生的存在であるところの下負工場主が自己の地位を保つために無算なる賃銀の低下を計る。
- 二、家内工業の労働者搾取は益々残酷化する。
- 三、無力なる婦人、幼年工の虐使を防止する事が出来ない。
- 四、斯くの如き状態を放任することは人道上よりも國家社會の發展の上よりも絶対に不可である。

實行方法

- 一、訪問委員五名を上げ内務大臣に提議する事。
- 二、全國大會に提出する事。
- 三、社會民衆黨をして法律案を議會に提出せしむること。

二十、關東同盟執行委員増員の件

中央合同労働組合提出

説明 野口 榮治

理由省略

二十一、勞資共同出資による事業の自治管理に關する件

理由

中央合同労働組合提出

説明 荒川 憲太郎

従來勞資共同出資の救濟事業及購買組合等の管理は大體資本家の手に依り行はれて居る。

労働組合が自主的に之を管理することは、労働組合の建設的能力を涵養する上にも、その政策を健實化する爲めにも極めて必要であると信ずる。

實行方法

- 一、共同出資の事業の現存してゐる工場にして團體交渉確立の支部は直ちに實行運動を始める事。
- 二、共同出資の事業の現存してゐる工場にして團體交渉確立の確立されてゐない支部は可及的に速かに團體交渉確立の確立とともにこれが實現を期すること。
- 三、本案を全國大會に提出する事。

二十二、最低賃銀制度制定促進に關する件